

令和6年（行ウ）第386号 国葬関連文書「不存在」決定処分取消等請求事件
原告 特定非営利活動法人Tansa
被告 国（処分行政庁：内閣官房内閣総務官、内閣府大臣官房長）

証拠説明書(7)

令和8年6月12日

東京地方裁判所民事第3部A2係 御中

被告指定代理人	増	原	英	司
	定	松	祐	太朗
	長	沼	俊	樹
	勝	浦	雪	奈
	富	永	健	嗣
	岸		彩	子
	林		花	梨
	柳	澤	泰	洋
	村	松		剛
	松	下	謙	祐
	山	本	幹	人

略語等は、準備書面等の例による。

号 証	標 目 (作成者)		作 成 年月日	立 証 趣 旨
乙 1 9	報告書 (元内閣官房内閣 総務官室内閣参事 官西澤能之)	原本	令和 8.6.11	甲 3 5 文書の作成経緯等
乙 2 0	報告書 (元内閣法制局参 事官乗越徹哉)	原本	令和 8.6.10	令和 4 年 7 月 1 2 日から同月 1 4 日までの間に、内閣法制局にお いて、閣議決定を根拠として国の 儀式である国葬儀を行うことにつ いて、内閣法制局設置法（昭和 2 7 年法律第 2 5 2 号） 3 条 3 号の 意見事務をした際の状況